

西野上 光圓寺の由来について

杉 本 昭 典

(光澤寺住職)

光圓寺に關して『三田市史』によれば、所在地 西野上四八六番地。境内地坪数九〇坪。伽藍建坪四〇坪。本尊阿弥陀如来。由緒 現住は当寺六世であるが、初代第一世は播州赤穂の出身者で、釈名周観。寺内には真言宗の具足その他があるところから、一世以前は真言宗の寺院であったかも知れない。今は浄土真宗本願寺派で……京都本願寺末寺である。……」と記されたいる。

現在、当時とは余り変りがないが、本堂、庫裡が新しく建て替えられている。

前文中、「二世以前は真言宗の寺院であつたかも知れない」という曖昧な表現に対して、それを明確に裏付ける史料古文書を照会しよう。

浄土真宗本願寺派に所属する龍谷大学図書館に所蔵されている史料の中に、全国末寺からの訴え状を巻物に表装して保存されている物件があり、その中に

元禄十四年（一七〇一）六月二日付、摂州西野上 光圓寺から「乍恐口上書」が提出されている。（今から約三〇

〇年以前）

「口上書」の内容は、当時光圓寺本堂の傍に観音像が安置されているが、この事は雜行をすて、一心に阿弥陀仏を信仰する浄土真宗にとって許されるべきかどうかの指示をおおく質問状であろう。

「史料」

乍恐口上書

一、摂州有馬郡西野上村光圓寺 開基は七百六十年余。成候。七堂伽らんの古地真言宗にて候へ共天正年中に、信長公の火難にあひ 其時の別当職 諸国修行仕 顕如上人様にあひ御勸化をうけ御宗門に帰依仕候由、則顯如様御裏書の御真向又其頃認め申候記録も御座候。真言宗の時は本尊観音にて 人王六十一代 朱雀院の御願寺天慶年中の御草創と書付にて御座候。天正の火難までは堂数廿四軒 御座候由なれ共 今其境内に観音堂の敷地ばかり尅反余御座候。光圓寺に支配仕来候。此観音の像 八十年余已前ぬすまれ候由にて無之候。前に観音の木像有之候処ふと知れ申付 地頭方より被仰付取もどし、光圓寺堂の傍へ置申候。左様候処 観音堂の後小庵にて取立他宗の坊主・観音の守いたさせ可申とたくみ申候由かけて承候。就夫地頭方へも申上先代より敷地付伝わり候本尊にて御座候

故 浄土真宗・帰依仕候てもかたわらすへ置申由と申候処
其義は先例より造成事にて候へ其共本願寺の御勸化

—— 欠落 ——

ともかくも世間のかく式本寺の御法次第候。地頭方より被
迎候 観音の像をわたし申しくるしからず候へ共 境内
観音の堂地御座候へは観音を渡し候時は光圓寺境内なから
布地をわけ観音相添渡し申やう成申処 是第一なけかし
く存奉 わたし不申 観音も堂の傍に置申候。現世をたの
ます未来をあつらへす 別して信する事もなき上 光圓
寺堂の傍に置てもさの雑行も成間敷やう奉存候へ
共御内意をうかひ奉不申内 あやしく御座候処 さ
きって左様も申難く 何よりも境内をわけ申事めいわく
奉存候。間堂のかたわら置候はかりて さのみ雑行も
成間敷事御座候ハ、境内をわけぬためて御座候間其ま
光圓寺堂のかたわら置申度奉存候。若又置候事も雑行
御座候ハ、堂の布地もわけ観音と共に相そへ外へ渡し可申
候哉 乍恐いか御内意承度奉存候己上

元禄十四年己六月二日 摂州西野上

光圓寺

池永主税様

以上の史料を理解するために、三別にして検討してみよ
う。

その一つは、光圓寺の開基に関することである。

元禄十四年（一七〇一）から七百六十年余さかのぼると
記されているので、天慶四年（九四一）の年に当り、また
「人王六十一代朱雀院の御願寺天慶年中草創」とあるに付
合する（朱雀天皇は九三〇年〜九四五年）また「信長公の
火難にあい」とあることから、織田信長は天正十年（一五
八二）に本能寺にて死亡しているので、彼の天下統一のた
めの西国での戦いは、一五七〇年から八〇年頃と思われる。
火難にあうまでの光圓寺は、真言宗で天皇の御願寺であ
り、七堂伽藍が立ち並ぶ広大な寺院で、その数二十四軒も
あった。また御本尊は観音菩薩を祀り、お堂の敷地は壱反
余もありお寺の中心になっていた。

火難にあつて、その後浄土真宗に転派している。「諸国
修行仕頭如上人にあい勸化をうけ御宗門に帰依仕候由。則
頭如様御裏書の御真向（真正面にかけてある阿弥陀さまの
御影のこと）其頃認め申候記録も御座候」とあるは、丁度
その頃 浄土真宗本願寺派の門主頭如上人（一五五四年得
度、父証如没一五九二年頭如50才没）が有馬に湯治した
りして西国に布教線を拡張している時期が一五八〇年前後
であることから、その頃寺院も再興し、転派したのであろ
う。しかし、新しく復興した本堂の傍に観音菩薩像が安置
されていた。

その二は 観音さまのことである。

当時（一七〇一年）光圓寺の敷地内に観音堂の敷地として厓反余もあったということは光圓寺の境内はそれ以上あった大きな境内であったことである。しかしその観音像が八十年以前（元和七年（一六二一年））にぬすまれていたが、また取り戻されて元の本堂に安置された。これは地頭の指図である。本来浄土真宗では観音菩薩は祀られないのに、先代よりこの地に伝わっていたという理由である。中でも観音堂の後に小庵を立て他宗の坊主が観音の守をしている。こんなことはなげかわしいことである。観音堂を敷地をつけて光圓寺の境内より別けるべきかという問題をかゝえている。

その三は、本願寺に対して尋ねの口上である。

浄土真宗の教えでは、現世のご利益や迷信を信ぜず、阿弥陀如来さま以外の神仏をたのまず、その上死者の霊をもまつらない、即ち「雑行をなげすて一心に弥陀に帰命せよ」といって雑行を避けている。

当時は観音堂を本堂の傍に置いているが、信仰していなければよいと思うが、しかし、やっぱり雑行になるから境内外に別けるべきか、その内意を承りたいという口上書である。

なんとか境内地を観音に相添えて別けることを避けたい

という思いがありありと見えている伺い書である。

今後、光圓寺について現地調査などして、古文書の述べていることを確認したいものである。